

相談しませんか

10月15日から21日は

「行政相談週間」

毎日の暮らしの中で、国や特

殊法人などの仕事について「相談したいことがあるのに、どこに行けばいいかわからない」「苦情を言いたいけど、直接窓口には、言いたくない」などの相談は、行政相談委員に相談してください。

相談は無料で、予約の必要はありません。相談者の秘密は守られます。

相談日・場所／●10月9日(火)・

市役所本庁 ●10月23日(火)・千

鴻支所

時間／午後1時30分～3時30分

岡市民生活課市民生活支援班

(☎62・5396)

10月15日(月)～21日(日)

「違反建築防止週間」

違反建築防止週間には建築パ

トロールが実施されます。

生命・健康・財産を守るため

に、建築基準法などの法令や手

続きを守り、建物の安全性を確

保しましょう。

岡都市整備課建築住宅班(☎62

・5895)

「NO!不正軽油宣言・千葉」

10月は

不正軽油撲滅強化月間

不正軽油の製造や販売、使用

は脱税行為であり、県民の健康

や地域の環境に悪影響を与える

犯罪行為でもあります。

10月は不正軽油の撲滅を目指

して、全国一斉にさまざまな取

り組みが行われ、県内でも集

的な調査を実施します。

岡香取県税事務所(☎0478

・54・1314)

加入してください

11月から12月は

「労働保険適用促進強化期間」

労働保険は働く人が労働災害

を被ったときや、失業したと

きに保険給付を行う制度です。

パートタイムや派遣労働者につ

いても、一定の要件により雇用

保険が適用されます。

農林水産事業で使用労働者が

5人未満の個人事業を除き、労

働者を1人でも使用する事業者

は、加入をしなければならな

いことになっています。加入して

いない事業主は、手続きをして

ください。

岡千葉労働局労働保険徴収課

(☎043・221・4317)

10月1日から7日

全国労働衛生週間

「こころとからだの健康づく

り みんなで進める働き方改

革」をスローガンに、職場の自

主的な活動で労働者の健康を守

る取り組みです。

労働災害の防止に向けて、衛

生管理者による職場巡視や災害

を想定した訓練など、職場での

労働衛生管理活動を通じて、労

働衛生水準を向上させ、意識を

高めましょう。

岡千葉県商工労働部雇用労働課

(☎043・223・2743)

電話で無料相談

第36回「目の愛護デー」

千葉県眼科医学会が、目の

健康についての相談に答えます。

事前の申し込みは不要です。

日時／10月8日(月・祝) 午前

9時～午後4時

相談電話／043・242・4

271(当日のみ)

岡千葉県眼科医学会事務局(☎0

436・26・5567)

長熊釣堀センター

「秋のヘラブナ釣大会」

景品には農産物などの特産品

をたくさん用意しています。皆

さん参加してみませんか。

日時／11月3日(土・祝) 午前

6時受付開始

場所／長熊釣堀センター

費用／2,000円(小学生以

下・1,000円)

※弁当を含む、参加賞あり。

前売り券／10月1日(月)から長熊

釣堀センター管理棟で販売販

売数260枚。

岡長熊釣堀センター(☎68

4602)

参加者を募集 旭市出会いコンシェルジュ

貸し切りクルーザーで恋活パーティー

横浜でクルーザーを貸し切り、バスツアーを開催しま

す。船上からの絶景を楽しみながら、出会いを探してみ

ませんか。

日時／11月18日(日) 正午～午後8時30分

場所／横浜方面

対象／20歳以上の独身の人 ※男性は会員に限る

定員／40人 ※男性20人、女性20人で応募者多数の場

合は抽選。

参加費／男性8,000円、女性5,000円

申込期限／10月30日(火)

最少催行人数／34人(男女各17人)

申し込み方法／タイトルを「1118申込」とし、住所、氏

名(ふりがな)、性別、生年月日(年齢)、携帯番号をメー

ルで知らせてください。

岡旭市出会いコンシェルジュ事務局(☎62-5396・✉de

ai-con@city.asahi.chiba.jp/・市民生活課市民生活支

援班内)



釣りを楽しむ参加者

くらしの インフォメーション

ワイド

問：問い合わせ
申：申し込み

今月の納期

- ◆市県民税 第3期
 - ◆国民健康保険税 第5期
 - ◆介護保険料 第5期
 - ◆後期高齢者医療保険料 第4期
- 納期限は10月31日(水)
※国民年金保険料は毎月納付です。

国民健康保険の 第三者行為での治療

届出が必要です

国民健康保険に加入している人が、交通事故(自損事故含む)や傷害事件など、第三者(加害者)の行為により病気やけがをし、保険証を使って治療を受ける場合は、保険年金課に事前の届け出が必要です。

原因と対処方法

第三者行為による病気やけが(交通事故や傷害など)

- ①市役所で「被保険者証の使用許可申請書」を提出
- ②発行された「許可書」を持って病院を受診
- ③受診後、できるだけ速やかに「第三者行為による傷病届」を提出

自分自身での転倒や衝突などのけが(自損事故)

- ①市役所で「被保険者証の使用許可申請書」と「傷病届」を提出
- ②発行された「許可書」を持って病院を受診

※必要な書類は、保険年金課や各支所の窓口と、市ホームページから入手できます。

通勤中・業務中の病気やけが

- ①「労働者災害補償保険(労災)」の適用になる場合があるため、事業所に相談

●**第三者行為による病気やけがの例**

- 交通事故
- 自損事故の同乗者だった場合(運転者が第三者となります)
- 一方的な暴力や傷害行為を受けた場合

●国民健康保険が使えない場合の例

- 犯罪行為、故意の事故、自傷行為、飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反
- けんか(一方的な暴力や傷害行為を受けた場合を除く)

●**後期高齢者医療の
第三者行為での治療**

届出が必要です

交通事故など第三者(加害者)の行為によって、病気やけがをしたときは、その治療に必要な医療費を、相手が支払う損害賠償金の中で負担するのが原則です。一時的に保険診療を受ける場合は、保険年金課に事前の届け出が必要です。この場合、後期高齢者医療広域連合で医療費を一時立て替え、後で加害者に請求します。

加害者から医療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、後期高齢者医療制度で医療を受けられなくなることがあるので、早めに相談し、事故日から30日以内に必要書類を提出してください。

※自分の過失や業務上だけが

した場合も相談してください。

千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課給付第2班(☎043・216・5013)、市保険年金課高齢者医療年金班(☎62・5882)

10月1日は「法の日」 法を身近に感じてみよう

法の日は、法の役割や重要性について考えるきっかけになるようにと、昭和35年に定められました。

裁判所や法務省、検察庁、弁護士会では、10月1日からの1週間を法の日週間とし、各種行

事を実施しています。

くわしい内容は、裁判所のホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)で見ることが出来ます。

千葉司法書士会法律相談

無料相談会を実施

日時/10月13日(土) 午後1時～5時
場所/市民会館
申込期限/10月11日(木)

☎0479-22・0186
国岡櫻井隆事務所

浄化槽は定期的に清掃を

～合併・単独浄化槽の汚泥引き抜き～

浄化槽は1年に1回以上の清掃を実施することが、法律で義務付けられています。清掃は東総衛生組合の許可を受けた業者に依頼してください。

〈清掃許可業者〉

旭市

- (株)加藤設備(☎63-8277)
- (株)旭住宅(☎63-8150)
- 旭衛生センター(株)(☎63-9551)
- (有)いしげ水質管理センター(☎63-2282)

匝瑳市

- (株)トーソーエンバイテック(☎72-4231)
- (有)銚子浄化槽管理センター(☎73-3840)

横芝光町

- (株)五十嵐商会海匝営業所(☎84-1119)
- (有)光クリーンセンター(☎84-2244)
- (有)ユート・アメニティ(☎84-3270)

関東総衛生組合旭グリーンパーク(☎62-0794)